

奈良県動物の譲渡実施要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成16年12月奈良県条例第18号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づく動物の譲渡の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 県は、動物を譲渡するに当たっては、命あるものである動物を適正に取り扱うとともに、動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発及び他の規範となる飼養者の育成を図るよう努めなければならない。

(実施主体)

第3条 動物の譲渡に関する事務は奈良県中和保健所動物愛護センター（以下「センター」という。）が行う。
2 センターは、うだ・アニマルパーク振興室又は各保健所に対し、動物の譲渡に関する広報、調査その他の措置について、必要な協力を求めることができる。

(対象動物)

第4条 譲渡の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、条例第10条各号に掲げる動物のうち、別表第1に掲げる基準に適合するものとする。ただし、特別の理由によりセンターが譲渡に支障がないと認める場合は、この限りでない。
2 センターは、対象動物について、必要に応じて、飼養管理、しつけ、疾病予防等の措置を講じるものとする。

(譲渡対象者)

第5条 動物を譲渡する対象者は、別表第2に掲げる基準に適合するものとする。ただし、特別の理由によりセンターが譲渡に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(講習会)

第6条 動物の譲渡を受けようとする者（以下「飼養希望者」という。）は、センターが指定する動物の適正な飼養管理方法に関する講習会（以下「講習会」という。）を受講しなければならない。

(飼養希望者の登録)

第7条 講習会を受講した飼養希望者は、センターの登録を受けなければならない。
2 前項の登録を受けようとする者は、必要事項を記載した飼養希望者登録申請書（第1号様式）をセンターに提出しなければならない。
3 センターは、前項の規定による登録の申請があったときは、次項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、当該申請書の記載内容を飼養希望者登録簿に登録しなければならない。
4 センターは、講習会の受講態度、申請書の記載内容、第11条第1項の規定による調査の結果等から当該飼養希望者が明らかに動物を適正に飼養できないと認めるときは、その登録を拒否することができる。
5 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該飼養希望者の登録を抹消しなければならない。
一 登録を受けた飼養希望者から登録を辞退する旨の連絡があったとき。
二 第12条第1項各号の規定により登録を取り消したとき。
三 登録の日からセンターの定める期日を経過したとき。
四 第9条第3項により付した条件のうち、指定した上限頭数を満たしたとき。

(候補者の選出と相性確認)

第8条 センターは、譲渡することができる対象動物がいる場合は、第7条第1項の登録を受けた者のうちから当該対象動物の譲渡に適した候補者を選出する。
2 センターは、前項の規定により候補者を選出したときは、対象動物との相性の確認（以下「相

性確認」という。)を行う旨を当該候補者に連絡するものとする。この場合において、センターは、相性確認を行う日時及び場所を指定することができる。

- 3 登録を受けた飼養希望者は、対象動物がいる場合は、そのうちから譲渡を希望する動物について、相性確認を行う日時を希望することができる。

(譲渡)

第9条 相性確認をした飼養希望者は、必要事項を記載した動物譲渡申請書(第2号様式)をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の申請があった場合において、相性確認の状況から当該飼養希望者が適正に飼養できると認めるときは、当該対象動物を譲渡することができる。
- 3 センターは、前項の譲渡を行う場合において、対象動物の適正な飼養の確保のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、譲渡に条件を付けることができる。

(譲渡後の連絡)

第10条 前条第2項の規定による動物の譲渡を受けた者(以下「飼養者」という。)は、譲渡日より1年以内に住所、氏名又は電話番号を変更したときは、遅滞なく、その旨をセンターに連絡しなければならない。

(調査及び指導)

第11条 センターは、この要領の施行に必要な限度において、飼養希望者が飼養を予定する場所の現況及び飼養者の当該動物の飼養管理状況を調査することができる。

- 2 飼養者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 センターは、第1項の調査により、飼養者が当該動物を適正に飼養管理していないと認めるときは、その者に対し、飼養管理方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(違反時の措置)

第12条 センターは、飼養希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段によって当該登録を受けたとき。
- 二 登録後に別表第2に掲げる基準に適合しなくなったことが明らかなきとき。

(実施の細目の委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項については、センターが定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成18年7月7日から施行する。

附則(平成20年7月17日食生第502号の8)

(施行期日)

この要領は、平成20年7月17日から施行する。

附則(平成21年7月29日消生第502号の17)

(施行期日)

この要領は、平成21年7月29日から施行する。

附則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。